

## 税制上の優遇措置（東京水道 水源林寄附金）

※令和元年度6月1日現在（詳しくは以下の問い合わせ先までご連絡ください）東京水道 水源林寄附金にご協力いただきますと、東京都への寄附として、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

### ■【個人の方】（所得税法第78条、地方税法第37条の2及び314条の7）

[所得税]

その年中に支出した寄附金額の合計（寄附金額が年間総所得金額等の40%を超えるときは、40%相当額）から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

[住民税]

その年中に支出した寄附金額の合計（寄附金額が年間総所得金額等の30%を超えるときは、30%相当額）から2千円を控除した金額について、10%を乗じた額を、その寄附をした翌年度分の税額から控除できます。控除を受けるには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出時に、東京都発行の領収書を添付してください。（確定申告をされた方については、住民税についての控除の申告は必要ありません。）

※本寄附金はふるさと納税の対象ではありません。

### ■【法人の方】（法人税法第37条、地方税法第53条、第72条の23及び第321条の8）

[法人税・法人住民税法人税割・法人事業税]

一般の寄附金とは別に、その事業年度において支出した国等に対する寄附金として、全額を損金算入できます。損金算入するためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の法人税の確定申告書等にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、東京都発行の領収書を保存している必要があります。

#### 問い合わせ先

浄水部管理課

電話：03-5320-6437